

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 八
- 告示
大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 八
- 告示
県営土地改良事業計画を変更した件二件 八
- 告示
保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件 八

規 則

福島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和八年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県都市公園条例の一部を改正する条例（令和七年福島県条例第六十三号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。ただし、別表第一及び別表第二の六の改正規定の施行期日は、令和八年四月二十五日とする。

（まちづくり推進課）

告 示

福島県告示第百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月三日から同年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月三日から同年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークパーク 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、村上・福岡地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年三月四日から

- 同 月二十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所
- 四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
(農村計画課)

福島県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、川内地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年三月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
令和八年三月四日から
同 月二十三日まで (二十日間)
 - 三 縦覧の場所
川内村役場
 - 四 その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
(農村計画課)
- 福島県告示第百十四号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年三月三日
- 福島県知事 内堀 雅 雄

相馬郡飯館村大倉字松ヶ平四五九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年三月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡矢祭町大字山下字満王田四、六三の一、六三の二、六四、六五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県報の購読手続のご案内

福島県報をご覧いただきありがとうございます。

福島県報は、月額3,560円（送料を含みます。）で、ご購読いただけます。

ご希望の方は、次頁の「福島県報購読申込書」に必要事項を記載のうえ、福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。なお、令和8年4月1日の購読開始をご希望の場合は、事務手続の都合上、令和8年3月31日（火）までにお申し込みください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。